

介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2947-1600 (午前9時00分から 午後6時00分まで)
 担当 生活相談員主任
 生活相談員

2 特別養護老人ホーム ロイヤルの園の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム ロイヤルの園
所在地	埼玉県所沢市北野三丁目1番地18
法人名	社会福祉法人 栄光会
代表者名	理事長 北林 登美雄
電話番号	04(2947)1600
介護保険事業者番号	1172500272

(3) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		施設の業務統括	1名(1)
医師			2名(2)	診察、健康管理、保健衛生指導等	2名(2)
生活相談員	介護福祉士	1名()	1名()	生活相談、面接、入退所連絡調整等	2名()
栄養士	管理栄養士	1名()		献立作成、栄養管理、給食業務全般	1名()
機能訓練指導員	理学療法士・准看護師	1名()	1名()	リハビリテーション、機能回復訓練等	2名()
介護支援専門員	介護福祉士	1名(1)		サービス計画の立案、管理等	1名(1)
事務職員		2名(1)	1名()	総括、庶務、会計管理、施設整備等	3名(1)
看護職員	看護師	2名()	1名()	医療、健康管理業務等	3名()
	准看護師	0名()			0名()
	介護福祉士	11名(5)	7名()	日常生活の介護、援助、褥瘡等	18名(5)
	1～2級修了者	0名(0)	2名(1)	日常生活の介護、援助、褥瘡等	2名(1)
	無	3名(1)	1名(0)		4名(1)
	その他		5名(5)		5名(5)

() 内は男性再掲載

(4) 施設の設備の概要

定員		50 名	静養室	1 室
居室	4人部屋	12 室	医務室	1 室
	2人部屋	4 室	食堂	1 室
	1人部屋	4 室	機能回復訓練室	1 室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。		

3 サービスの内容

①施設サービス計画の立案

……介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者の方に説明し、同意をいただきます。

②食 事……朝食 8:00～9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 17:30～18:30

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

③入 浴……週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介 護……施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

⑤機能訓練……必要に応じ、訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑥生活相談……常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理……当施設では、年間1回の健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。

また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧緊急時の対応

……体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

⑨安全管理……防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑩療養食の提供

……当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑪行政手続代行

……行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

⑫日常費用の受入・支払代行

……介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を申し込むことがで

きます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑬所持品の保管

……特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑭レクリエーション

……当施設では、夕涼み会、敬老会、運動会、バスハイク等年間数回の行事を行います。また、書道、華道等クラブ活動も行い、年2回創作品展を開催しています。行事やクラブ活動によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾いただきます。

⑮その他のサービス

- ア 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
- イ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。
- ウ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

※「地域区分別1単位の単価(6級地)10,27円」

		費用(10割)	利用料(1割)	利用料(2割)	利用料(3割)
多床室	要介護1	6,049円	605円	1,210円	1,815円
	要介護2	6,767円	677円	1,354円	2,031円
	要介護3	7,517円	752円	1,504円	2,256円
	要介護4	8,236円	824円	1,648円	2,471円
	要介護5	8,945円	895円	1,789円	2,684円
個室	要介護1	6,049円	605円	1,210円	1,815円
	要介護2	6,767円	677円	1,354円	2,031円
	要介護3	7,517円	752円	1,504円	2,256円
	要介護4	8,236円	824円	1,648円	2,471円
	要介護5	8,945円	895円	1,789円	2,684円

ただし、入所後30日間に限り、上記料金に31円が加算されます。

また、退所時も利用金がかかる場合があります。

②食事負担金 1日あたり 1,600円

③居住費 1日あたり 915円(個室 1,231円)

(加算1割分の金額)

④日常生活継続支援加算	1日あたり	37円
⑤看護体制加算(Ⅰ)	1日あたり	7円
⑥看護体制加算(Ⅱ)	1日あたり	14円
⑦栄養マネジメント強化加算	1日あたり	15円
⑧個別機能訓練加算	1日あたり	13円
⑨経口維持加算	1日あたり	29円
⑩夜勤職員配置加算	1日あたり	23円
⑪療養食加算	1日あたり	7円(1日3回まで)
⑫看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日	1,315円
	死亡日の前日/前々日	699円
	死亡日以前4~30日	148円
	// 31~45日	74円
⑬生活機能向上連携加算		103円(1か月)
⑭再入院時栄養連携加算		206円(1回)
⑮口腔機能衛生管理加算		93円(1か月)
⑯科学的介護推進体制加算		41円(1か月)
⑰安全対策体制加算		21円(入所初日)
⑱退所時情報提供加算		257円
⑲振興感染症施設療養費		247円
⑳高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		11円
㉑介護職員等処遇改善費加算(Ⅰ)	加算率14.0%	

介護老人福祉施設を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※ 入所期間中に入院、又は自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

(2) その他の料金

- ① 理美容費 ……理髪1回あたり 1,000円 美容1回あたり 実費
- ② 複写費 ……1枚あたり 10円
- ③ 日常費用受入・支払代行
……別途「日常費用受入・支払代行契約」を結んでいただきます。
- ④ 日常生活費等 ……1日あたり 300円

内訳：バスタオル、フェイスタオル、おしぼり、入浴用品(低刺激ソープ、スキンケアクリーム等)、口腔ケア用品(ポリデント等)、ウェットティッシュ、

ペーパータオル、湯茶サービス（緑茶、紅茶、コーヒー、ポカリ等）

- ⑤ 預り金出納管理費 ……1日あたり 50円
 - ⑥ その他 ……上記のほか、レクリエーション費用、買物サービスの費用、所持品預かり・保管などは自己負担になります。
- (3) 基本料金の減免措置 ……生活相談員にお尋ねください
- (4) 支払方法 ……毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。
ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、口座自動引き落とし、銀行振込、現金による窓口精算、年金等の受給金受入れによる支払代行の4通りの中からご契約の際に選べます。
- (5) 料金の変更 ……介護保険関係法令の改正等により料金が変わる場合は、事前にご説明をし、ご承諾いただきます。

5 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。生活相談員が面接にお伺いいたします。入所していただける状態であれば、居室が空き次第に入所していただけます。
入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合 ……その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくこととなります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合 ……その翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払い支払期限（15日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信

行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

- 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- 上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

6 サービスご利用に際しての禁止事項

- ① 事業者の職員や利用者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為
 - 暴力又は乱暴な言動
無理な要求、物を投げつける、刃物を見せる、手を払いのける、威圧的な態度で文句を言い続ける等
 - セクシュアルハラスメント
体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、職員個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと
- ④ 禁止事項に該当するとみなされる行為があった場合、事業者は、契約を解除することができます。

7 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 明るくて暖かい、家庭的な雰囲気になり溢れたホーム運営を行い、安心、生きがい、感動づくりを目指します。
- ② 「利用者本位」、「残存能力の活用」、「サービスの総合性」を介護基本理念とします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の有無	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- 面会 ……面会時間 午前9時30分から午後8時00分まで
- 外出、外泊 ……外出（短時間を除く）又は外泊される場合は、あらかじめ「外出・外泊届」を提出してください。
- 飲酒、喫煙 ……飲酒は、他の入所者の迷惑にならないようにしてください。喫煙は、指定した場所で喫煙してください。
- 設備、器具の利用 ……介護に必要な器具は、原則として無償で利用できます。ただし、特殊な器具については、ご購入していただく場合があります。
- 金銭、貴重品の持ち込み ……多額の現金や貴重品の持ち込みは、ご遠慮願います。
- 所持品の持ち込み ……施設内で保管いたしますが、収納場所に限りがありますので制限させていただく場合があります。
- 施設外での受診 ……急変時の受診は、当施設で対応しますが、それ以外の受診は、ご家族で対応していただくこともあります。ただし、付添い代行は、ご相談ください。
- 宗教活動 ……施設内での活動は、ご遠慮願います。
- ペット ……施設内での飼育は、ご遠慮願います。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①		
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
緊急連絡先②		
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

9 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、記録するとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

- ① 保険会社名 損害保険ジャパン株式会社
- ② 保険名 損害賠償保険

10 第三者評価の実施状況 実施実績無

11 当法人の概要

(1) 社会福祉法人栄光会の概要

- ① 名称・法人種別 社会福祉法人 栄光会
- ② 代表者役職・氏名 理事長 北 林 登美雄
- ③ 本部所在地・電話番号 埼玉県所沢市北野三丁目1番地18
04(2947)1600
- ④ 運営する施設 特別養護老人ホーム ロイヤルの園
デイサービスセンター ロイヤルの園
小手指第1地域包括支援センター
ホームヘルプステーション ロイヤルの園
ライフアシスト ロイヤルの園
デイサービスセンター なかとみロイヤルの園
軽費老人ホーム ケアハウス ロイヤルの園
ロイヤルの園 居宅介護支援事業所
特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園
やまゆり 保育園
あきつやまゆり 保育園
Nicot 所沢
特別養護老人ホーム さいたまロイヤルの園
デイサービスセンター さいたまロイヤルの園
訪問介護ステーション さいたまロイヤルの園
さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所
特別養護老人ホーム かわぐちロイヤルの園
特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園
特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園

12 所沢ロイヤル・ワム・タウンについて

(1) 所沢ロイヤル・ワム・タウン

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、高齢者が住みなれた地域や家庭で生活できるよう、「在宅サービス」と「施設サービス」を複合的に、適切に提供し、誰もが健やかに老い、

心安らかな老後を迎えられる地域社会の実現をめざす、医療と保健と福祉、それぞれの分野を総合的にとらえた「ヘルスケア」の複合体です。

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、医療法人啓仁会と社会福祉法人栄光会が、総合的に連携して構成しています。

(2) 所沢ロイヤル・ワム・タウンを構成している 医療法人啓仁会 について

- | | |
|--------------|--|
| ① 名称・法人種別 | 医療法人 啓仁会 |
| ② 主たる事務所の所在地 | 埼玉県所沢市北野三丁目20番地1 |
| ③ 運営する施設 | 所沢ロイヤル病院
介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
訪問看護ステーション ロイヤル
地域密着型通所介護事業所 所沢ロイヤルの郷
ロイヤルこころの里病院
ロイヤルくつろぎの森
平成の森・川島病院
介護老人保健施設 平成の森
訪問看護ステーション 平成の森
訪問介護ステーション 平成の森
在宅介護支援センター きずな
居宅介護支援事業所 きずな
川島クリニック
介護老人保健施設 いたうの杜
居宅介護支援事業所 いたうの杜
訪問介護ステーション いたうの杜
石巻ロイヤル病院
豊川さくら病院
介護老人保健施設 たんぽぽ
介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘 |

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 埼玉県所沢市北野三丁目1番地18

<名称> 社会福祉法人 栄光会

<説明者氏名> _____ ㊟

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ ㊟

(代理人：続柄 _____)

<住所> _____

<氏名> _____ ㊟

個人情報についての同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 栄光会 様

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ ㊞

(家族代表：続柄 _____)

<住所> _____

<氏名> _____ ㊞

利用者及びその家族は、社会福祉法人栄光会 特別養護老人ホーム ロイヤルの園と締結した「介護老人福祉施設利用契約書」に基づく施設サービスの利用にあたり、下記の事項に同意いたします。

記

1. 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
2. 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
3. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
4. 利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
5. 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
6. 行政の開催する評価会議およびサービス担当者会議において必要とする場合
7. その他サービス提供において必要とする場合
8. 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

以上